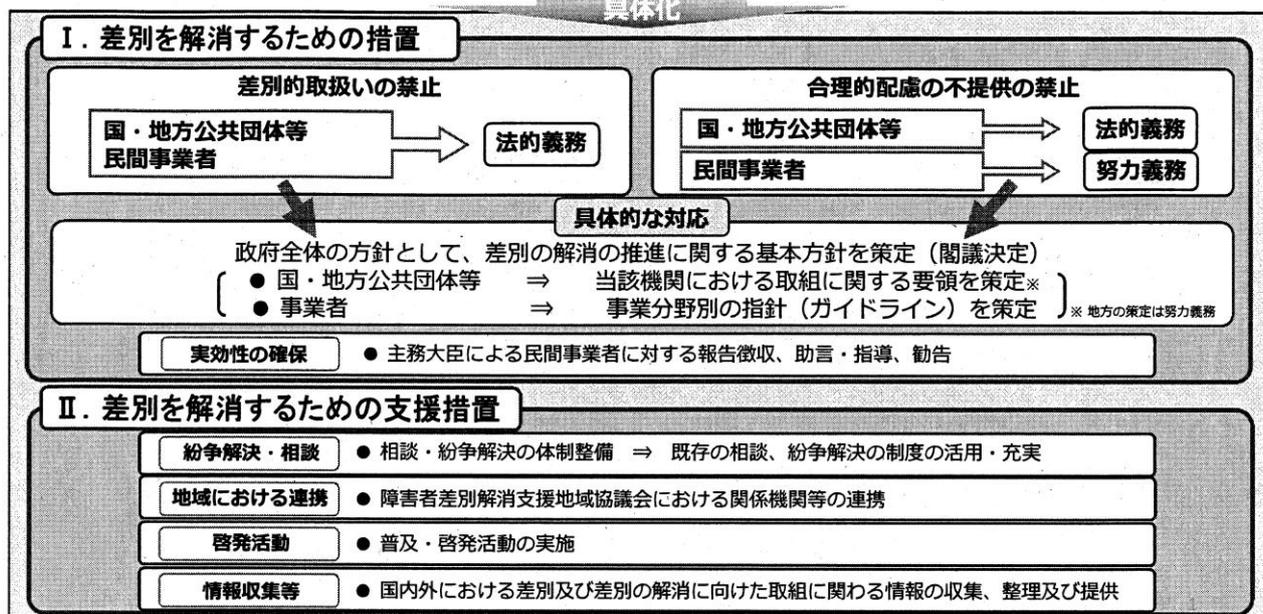


# 障害者差別解消法の概要

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

### 具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

### 1 不当な差別的取扱い

- 正当な理由なく、障害を理由として障害者の権利利益を侵害することを禁止（サービス等の提供拒否、障害者でなければ付けない条件）
- 障害者の事実上の平等を促進し、達成するための措置や優遇は、差別ではない。
- 「正当な理由」：客観的に見て正当な目的の下、目的に照らしやむを得ないもの  
 [例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等]

### 2 合理的配慮

- 個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があり、その実施に伴う負担が過重でないとき、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮が求められる。

[現時点における一例]

- 段差に携帯スロープを渡す。 ○高いところに陳列された商品を取って渡す。
- 筆談、読み上げ、手話、分かりやすい表現での説明など意思疎通への配慮
- 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更 など  
 → 各場面の状況により、合理的配慮の内容が異なる。

### 3 行政機関等が講ずべき措置

- 職員による取組を確実にするため県職員対応要領を策定  
 ⇒監督者の責務、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会確保を徹底